

設備投資・販路開拓支援

1. 生産性革命推進事業（補助金）

（1）生産性革命推進事業の特例と拡充

生産性革命推進事業における、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT 導入補助」の3つの補助事業については、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。今回、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、「事業再開支援パッケージ」として業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充しました。

【生産性向上を支援する3つの補助金】

生産性革命推進事業は、ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、IT 導入補助金の3つの補助金で構成されています。従来の補助金からの変更点として、通年での公募となるため、十分な準備をした上で、都合の良いタイミングで、申請・事業実施が可能です。（締切日は複数回設けられます。）

ものづくり補助金

中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発
生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

PDF 

持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。


PDF 

IT導入補助金


中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。


PDF 

公募要領・お申込み先


■ものづくり補助金（一般型）
事務局：ものづくり補助金事務局 

公募要領・お申込み先

■持続化補助金（一般型）
事務局（商工会地区分）：
全国商工会連合会 

■持続化補助金（一般型）
事務局（商工会議所地区分）：
日本商工会議所 

公募要領・お申込み先

■IT導入補助金（A類型）
事務局：サービス等生産性向上
IT導入支援事業事務局 

【出展】 <https://seisansei.smrj.go.jp/>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】

中小企業基盤整備機構 企画部 生産性革命推進事業室：03-6459-0866

【3つの補助金・概要】

①ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】補助上限：1,000万円補助率：中小 1/2、小規模 2/3

【特別枠】補助上限：1,000万円補助率：A 類型 2/3、B・C 類型 3/4（※）

【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】補助上限：50万円定額（10/10）（※）

②持続化補助

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠】補助上限：50万円補助率：2/3

【特別枠】補助上限：100万円補助率：A 類型 2/3、B・C 類型 3/4（※）

【事業再開枠（通常枠・特別枠の上乗せ）】補助上限：50万円定額（10/10）（※）

【追加対策枠（通常枠・特別枠・事業再開枠の上乗せ）】補助上限：50万円

③IT 導入補助

IT ツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】補助上限：30～450万円補助率：1/2

【特別枠】補助上限：30～450万円 A 類型：2/3、B・C 類型 3/4（※）特別枠に限り、ソフトウェアを利用するために必要になるハードウェア（PC、タブレット端末など）についても、ソフトウェアと併せて導入する場合にそのレンタル費用も補助対象とする

※「特別枠」の A～C 類型及び特別枠対象経費の内容については以下の【コロナ特別枠申請要件】を参照のこと。「事業再開枠」の対象は以下の通り。

※業種別ガイドライン等に基づく以下の感染防止対策費であることが前提

- 消毒、マスク、清掃
- 飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）
- 換気設備
- その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）
- 掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

【コロナ特別枠申請要件】

補助対象経費の 1/6 以上が、以下の要件に合致する投資であること

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること（例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

【特別枠参考サイト】

- ・ものづくり補助金（一般枠、特別枠）

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html>

- ・持続化補助金特別枠

商工会エリア http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

商工会議所エリア <https://r2.iizokukahojokin.info/corona/>

- ・IT導入補助金

<https://www.it-hojo.jp/>

(2) ものづくり補助金・商業・サービス補助

中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援します。

【基本情報】

対象：中小企業・小規模事業者等

補助上限：原則 1,000 万円

補助率：【通常枠】 中小 1/2、小規模 2/3

【特別枠（類型 A）】 2/3、【特別枠（類型 B 又は C）】 3/4

【事業再開枠(特別枠の上乗せ)】 上限 50 万円・定額 (10/10)

※ 特別枠では、広告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

※ 事業再開枠では令和2年5月14日以降に実施した取組まで遡って経費を補助します。

【想定される活用例】

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

増強する

- 中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

【スケジュール】

4次締切：令和2年12月18日（金）17時（特別枠最終）

5次締切：令和3年2月中

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】

- 事務局 HP<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>
- ものづくり補助金事務局
電話番号：050-8880-4053
受付時間：10:00～～17:00（土日祝日除く）

（3） 持続化補助

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

①一般型

【基本情報】

対象：小規模事業者等

補助上限：50万円、補助率：2/3

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

- 「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）
- 「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3 または定額（10/10）

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年創業者については創業の事実は登記簿又は開業届の写しにより確認）

※「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。

※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象

【補助対象経費】

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費

【想定される活用例】

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。

- ・そば 粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。

- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版 WEB サイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

【スケジュール】

4次締切：令和3年2月5日（金）当日消印有効

※4次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択、発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

②コロナ特別対応型

【基本情報】

対象：小規模事業者等

補助上限：100万円、補助率：（類型 A）2/3、（類型 B 又は C）3/4

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

- ・「事業再開枠」補助上限：50万円、補助率：定額（10/10）

- ・「追加対策枠」補助上限：50万円、補助率：2/3、3/4 又は定額（10/10）

※ 売上が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の 1/2 を 即時支給する。

※ 2月18日以降に実施した取組まで遡って補助。ただし、「事業再開枠」の取組は5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。※「追加対策枠」はクラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者（ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種）が対象。

【想定される活用例】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるための WEB サイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始

- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する

【スケジュール】

5次締切：令和2年12月10日（木）必着

【事務局 HP】

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

商工会議所エリア <https://r1.jizokukahojokin.info/>（一般枠）
<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>（コロナ特別枠）

商工会エリア http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h（一般枠）
http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/（コロナ特別枠）

（４） IT 導入補助

中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合った IT ツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートするものです。

【基本情報】

対象：中小企業・小規模事業者等

補助額：30～450万円

補助率：1/2（特別枠は、類型 A（「甲」）:2/3、類型 B 又は C（「乙」又は「丙」）:3/4）

※通常枠でも、テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点

※公募要領上では類型 A：「甲」、類型 B：「乙」、類型 C：「丙」と記載

※特別枠では、令和2年4月7日以降の契約まで遡って補助します。

【想定される活用例】

・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資する IT ツール等を導入する

※特別枠に限り、ソフトウェアを利用するために必要になるハードウェア（PC、タブレット端末など）についても、ソフトウェアと併せて導入する場合にそのレンタル費用も補助対象とする

【スケジュール】

通常枠（10次）、特別枠（9次）申請締切：12月18日（金）17時（最終）

【事務局 HP】 <https://www.it-hojo.jp/>

【問い合わせ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

電話番号：0570-666-424

※IP 電話等からお問合せの場合は 042-303-9749 までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在一時的にコールセンター業務を休止しております。「令和元年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」に関する問い合わせは以下のお問い合わせフォームにより受け付けています。

https://it-hojo.secure.force.com/QuestionForm/QuestionForm_R1_Page

問い合わせの混雑が予想されるため、回答まで時間がかかる場合があります。各種要領、手引きをご確認ください。

2. サプライチェーン改革

(1) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱化が顕在化したことを受け、特定国に依存する製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品等について、国内へ生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援します。

【基本情報】

対象：大企業・中小企業等

補助率：中小企業等 2/3、大企業 1/2 等

補助対象経費：建物・設備の導入費（F/S 含む）

事業イメージ

(1) 特定国に依存する製品・部素材の依存度低減のための拠点整備

(例) 特定国にあった生産拠点を日本国内に移転



(2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の生産拠点等整備

(例) 輸入に依存していた製品等の内製化のための生産拠点の増強



【公募スケジュール】

公募開始：5月22日（金）

先行審査受付締切：6月5日（金）12:00

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

公募受付締切：7月22日（水）12:00 （次回公募未定）

【問い合わせ先】

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局

みずほ情報総研（株）社会政策コンサルティング部

TEL：03-6825-5476 FAX：03-6826-5060

受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日を除く）

E-mail：kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp

【Web サイト】

（一社）環境パートナーシップ会議

https://epc.or.jp/fund_dept/supplychain/kobo

（2） 海外サプライチェーン多元化等支援事業

日本への製品・部素材の供給を目的とする海外製造拠点の複線化等に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援します。

【基本情報】

補助対象：日本企業による ASEAN 諸国への設備投資・実証事業・事業実施可能性調査

補助率：中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2

※日本への輸出比率に応じた補助率を更に調整予定

（例：中小企業がマスク製造ラインを増設し、80%を日本に輸出する場合。総事業費 3 億円×2/3 ×80%=補助額 1.6 億円）

イメージ図

製品供給元及び部素材製造拠点の多元化



【公募スケジュール】

公募開始：5月26日（火）

質問受付：6月10日（水）13:00まで

公募締切：6月15日（月）12:00 必着

※2次公募については、詳細が決まり次第、お知らせします

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【問合せ先】

（独）日本貿易振興機構 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局

HP：<https://www.jetro.go.jp/services/supplychain>

※専用フォームよりお問い合わせください

TEL：03-3582-5410 受付時間：09:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

E-mail：SCS@jetro.go.jp

経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課 03-3501-6759（直通）

受付時間：10:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

3. 販路開拓支援

（1）非対面・遠隔の海外展開支援事業（越境 EC）

海外への渡航が制限されるなかでも、海外に日本産品を輸出できるよう、ジェトロが海外 EC サイトでの日本産品の販売を支援します。

・制度の仕組み

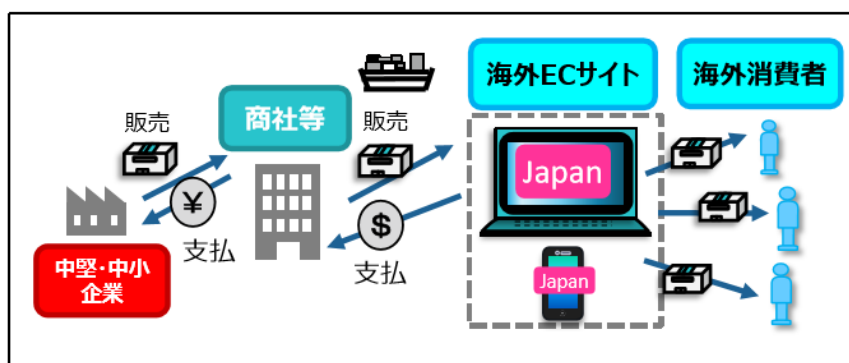
ジェトロが海外の EC サイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売 促進を行います。

・参加方法

ジェトロに商品を登録します。登録されたものから、海外の EC サイトが売りたい日本産品を選定し買取り、海外消費者に販売します。

・売れなかった場合

EC サイトが買い取るため、返品リスクがありません。また海外 EC サイトの調達拠点は日本にあるので、日本国内の取引で完了します。



【問い合わせ先】

ジェトロデジタル貿易・新産業部 EC・流通ビジネス課

電話：03-3582-5227

ジェトロ国内事務所一覧 <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

(2) GO TO 商店街

3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街がイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援します。各地域で、消費者や生産者との接点を持つ「商店街」が、率先して「地元」の良さを発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じて商店街の活性化につなげることがねらいです。

【対象事業者】

特定の商店街等(商店街その他の商業の集積)の活性化につながる取組を実施できる商店街組織等*

*商店街組織(任意団体含む)、商工会、商工会議所、温泉街、飲食店街、民間事業者(DMO、まちづくり会社(中小企業に限る))等※それぞれ、設立経過年数等の要件を設定

【対象事業】

- ・消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施（オンラインを活用したイベント実施も含む）
- ・地域の良さを再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの制作

【事業実施箇所】

申請者の所在エリア及び隣接するエリア*

- ・オンラインイベント、商材開発、プロモーションの場合はエリアの制限はなし

*イベント実施により、申請者の所在エリアへ直接の来街があり、活性化が見込めるエリア

【対象経費】

イベント等を実施するために必要な経費

※イベント等実施のみに使用されることが特定・確認できるものに限る

※出演費等の一部の経費については、経費毎の限度額、限度割合等の要件を設定

300万円（税込330万円）×申請者数+500万円（税込550万円）

（2者以上で連携し事業を実施する場合に限る）

※ただし、1申請あたりの上限額は1,400万円（税込1,540万円）

【公募期間】・通常募集令和2年10月30日（金）～（予算がなくなり次第、終了）

※令和2年12月1日（火）～令和3年2月14日（日）に開始する事業

【詳細・お問合せ先】

Go To 商店街事務局 0120-304-060（10:00～18:00）

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（12月以降の土日祝日は除く）

<https://gotoentry.meti.go.jp/>